

知的財産判例セミナー2020

日時 2021年3月26日(金) 16:10~17:40

オンラインにて開催

※お申込み後招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

特許権者の意思に沿って特許発明を実施した製品が一旦流通に置かれると、その後のその物の譲渡等は権利侵害にならない。同様のルールが商標法及び著作権法にも存在する。このような考え方は一般的に「消尽論」(権利が使い尽くされて消えるという理論)と呼ばれ、各法律に根拠規定があったり、規定がなくても当然の論理として理解されたりする。

それでは、最初に流通に置かれたのは国内ではなく、国外であった場合はどうであろうか。商品が流通に置かれたのは国外であった場合でも、権利が消尽すると認める考え方は国際消尽論と呼ばれ、よく並行輸入関連の事件で問題となる。しかし、これについては条約等にも統一したルールはなく、各国が独自の制度を構築している。そこで、近年米国において次々に出された二つの連邦最高裁判決がそれまでの判例から大転換となり、衝撃を与えた。本セミナーではこの二つの判決の内、Impression Products, Inc. v. Lexmark Int' l, Inc. 事件を中心に解説を行うことを試みる。

参加
無料

【1】 講演者紹介

16:10~

山口大学国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

【2】 「特許製品の並行輸入と国際消尽に係る米国における最新の動向

16:15~

- Impression Products, Inc. v. Lexmark Int' l, Inc. 事件を題材として -

山口大学知的財産センター 特命助教 Mirshod Kuchkorov (ミルシヨド・クチコロフ)

【3】 質疑応答

17:30~

登壇者 / Mirshod Kuchkorov (ミルシヨド・クチコロフ)

2013年にタシケント国立法科大学と日本法教育研究センターを同時に卒業。

2010~11年に名古屋大学で日本語・日本文化研修生(国費)として在学。

2013年に文部科学省の国費留学生として、名古屋大学法学研究科修士課程に入学。

2016年に早稲田大学法学研究科博士課程に進学。

現在、山口大学研究推進機構知的財産センターに特命助教として在職。



お問合せ・お申込み

※ご記入いただく個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

下記 URL よりお申込み下さい

【登録用 URL】 <https://qr.paps.jp/iI835>

登録用 QR コード

こちらを読み取り、
お申込みも可能です。

【お問合せ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒756-8511 山口県宇部市常盤台 2-16-1

■ Tel : 0836-85-9942 ■ E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>

広報 提供プログラム:知財全般

知的財産
教育研究共同利用拠点